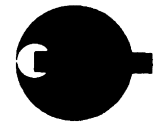


発行定日 毎週火曜日及び金曜日



奈良県公報



平城遷都
1300年
記念事業

目次

ページ

（告 示）

（公 告）

○国民健康保険組合の規約の変更認可（保健福祉課）

○土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

○土地改良区の定款の変更認可（耕地課）

○道路の位置指定（建築課）

兵庫県宮屋市
認可年月日
平成十九年五月二十八日

奈良県告示第九十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、五條吉野土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

平成十九年六月五日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事 泉谷 藤之

柏原 行雄

北田 定衛

玉田 義次

中西 則男

中山 和人

福西 泰三

溝井 昭文

宮尾 正二

吉中 均

植森 徳廣

鶴川 倅三郎

平田 武稔

前 忠兵衛

吉野郡下市町大字平原二二三

五條市靈安寺八八

西吉野町奥谷一七二二

丹原町六〇〇

阪合部新田町五七三

野原東五七一一三三

湯谷市塚町二〇七

岡町三二八一二

田殿町三二八

奈良市高畑町一一二六六

吉野郡下市町大字枳原一三七一一

大字新住一七二二

二六八一二

大字下市二四二六

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事 泉谷 藤之

柏原 行雄

福本 喜好

玉田 義次

中西 則男

高野 正

益田 吉博

溝井 昭文

仲山 明良

富岡 義文

清水 益成

鶴川 倅三郎

平田 武稔

前 忠兵衛

上辻 芳央

梨子本 謙介

平井 康男

西北 博英

吉岡 正美

辻本 義秀

竹本 誠二

磯田 大作

上辻 芳央

辻本 義秀

水本 重吉

吉岡 正美

中森 長治

松山 茂

藤井 芳次

五條市西吉野町赤松八五一

北曾木一七六

湯塩三三二

神野九九

吉野郡下市町大字枳原四九六

五條市野原中五一六一二二

西吉野町西新子三五七

吉野郡下市町大字平原二二三

五條市靈安寺八八

西吉野町西新子四一

丹原町六〇〇

阪合部新田町五七三

野原東三二一三三五

滝町三五九

岡町三二八一二

田殿町五二五

奈良市高畑町一一二六六

吉野郡下市町大字枳原一四八一

大字新住一七二二

二六八一二

五條市西吉野町赤松八五一

大字下市二四二六

平沼田一六四八

夜中五三七

湯塩三三二

神野九九

北曾木一七六

吉野郡下市町大字枳原二三四

五條市野原町一〇〇九

告 示

奈良県告示第九十七号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十五号）第二十七条第二項の規定により奈良県歯科医師国民健康保険組合の規約の変更を認可したので、国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）第七条第二項の規定により告示する。

平成十九年六月五日

奈良県知事 荒井正吾

一 変更を認可した事項

組合の地区

二 変更の内容

次の区域を追加する。

奈良県告示第九十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、平成十九年六月五日法隆寺東部土地改良区の定款の変更を認可した。
平成十九年六月五日
奈良県知事 荒井正吾

奈良県告示第百号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十一条第五号の規定による道路の位置を次のとおり指定した旨、奈良県高田土木事務所長から報告があった。
平成十九年六月五日
奈良県知事 荒井正吾

- 一 指定の場所(平成十九年五月十八日現在の地番による。)
 - 葛城市長尾三九二番地ノ一の一部
- 二 申請者氏名 有限会社中和都市開発 取締役 辻本嘉男
- 三 申請者住所 大和高田市大中一八番四号
- 四 道路の幅員 五・〇メートル
- 五 道路の延長 二九・三メートル
- 六 指定年月日 平成十九年五月二十五日
- 七 指定番号 高土第一八二二号

公 告

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十八条第三項の規定による処分をしたので、次のとおり公告します。

- 平成十九年六月五日
奈良県知事 荒井正吾
- 一 処分をした年月日
平成十九年五月二十八日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名並びに許

可番号

株式会社岡下組
吉野郡天川村大字川倉二六二番地
代表取締役 岡下昇
奈良県知事許可(特一般一七)第四四四号

三 処分の内容

建設業法第二十八条第三項の規定による営業の停止命令

1 停止を命ずる営業の範囲

公共工事に係るもの又は民間工事であつて補助金等の交付を受けているもの
注1 停止を命ずる営業は、発注者から公共工事又は民間工事であつて補助金等の交付を受けているもの(以下「対象建設工事」という。)を請け負う営業及び他の建設業を営む者が発注者から直接請け負った対象建設工事の全部又は一部を請け負う営業をいう。
注2 「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法(昭和四十年法律第三十四号)別表第一に掲げる公共法人(地方公共団体を除く。)又は建設業法施行規則(昭和二十四年建設費令第十四号)第十八条に規定する法人が発注者である建設工事をいう。
注3 「民間工事」とは、前記の注2以外の建設工事をいう。
注4 「補助金等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号)第二条第二項に規定する補助金等及び同条第四項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものをいう。

2 期間

平成十九年六月十二日から同月二十六日までの十五日間
四 処分の原因となつた事実

株式会社岡下組は、平成十六年十二月三十一日を審査基準日とする経営事項審査を受審するに当たり、経営規模等評価申請書に事実と異なる内容を記載のうえ提出し、その結果を含めて算出された総合評定値を使用して、奈良県の人札参加資格の申請を行った。
このことが、建設業法第二十八条第一項第一号に該当すると認められる。

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県土木部建築課において閲覧できます。
平成十九年六月五日
奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成十八年十一月十四日第七八一二二二二号
平成十九年五月十七日第七八一二二二二二二号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十九年五月二十九日第六六九〇号
公共施設に関する工事の検査済証 平成十九年五月二十九日第四一九五号

三 開発区域に含まれる地域

橿原市常盤町五九二番地ノ一、五九三番地ノ一、五九四番地ノ一、五九五番地ノ一、五九六番地ノ一、五九七番地ノ一及び五九八番地ノ一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

磯城郡田原本町大字八尾六八五番地ノ六
株式会社スパーおくやま 代表取締役 奥山務

五 公共施設の種類の位置及び区域

道路 橿原市常盤町五九八番地ノ二の一部
水路 橿原市常盤町五九三番地ノ一、五九四番地ノ一、五九五番地ノ一、五九六番地ノ一、五九七番地ノ一及び五九七番地ノ一の一部

物品等又は役務の提供について、発注者等次のとおり公示します。
平成19年6月5日

- 1 随時契約に係る物品等又は役務の名称及び数量
運転免許証(成用)新製品の購入
運転免許証カード 584個
インフラポケット 97箱
- 奈良県知事 荒井正吾

ナンバーコートリボン 292個

- 2 契約に関する事務を担当する部署等の名称及び所在地
奈良県警察本部警務部会計課
奈良市登大路町80番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成19年4月2日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社ジャパン・アライナー
東京都港区芝1丁目7番17号
- 5 随意契約に係る契約金額
運転免許証カード 37,800円(1個単価)
インクリボンセット 78,120円(1箱単価)
ナンバーコートリボン 9,240円(1個単価)
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約による。
- 7 随意契約の理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令
第372号)第10条第1項第1号該当

【定価】 一か月 三千五百円 一部売り 一枚につき四十六円(共に、送料別)

発行

奈良県

奈良市登大路町三〇
電話 〇七四二一三二一〇(代)

印刷

株式会社春日

奈良市三条栄町九一八
電話 〇七四二一三五七三(代)

本誌は再生紙を使用しています。